



2016年10月1日

## 事務所ニュース Vol.215

### ◎最低賃金について

#### 最低賃金改定のお知らせ

本年度も、ほぼ全ての都道府県において最低賃金額の改定が行われます。  
改定された地域別最低賃金額は、都道府県労働局長による決定の公示により、大阪は10月1日、その他の都道府県においても10月から順次効力を生じます。

#### 平成28年度地域別最低賃金額表

都道府県名	最低賃金時間額 (円)	引き上げ額 (円)	発効年月日
大阪	883 (858)	25	平成28年10月1日
京都	831 (807)	24	平成28年10月2日
兵庫	819 (794)	25	平成28年10月1日
奈良	762 (740)	22	平成28年10月6日
和歌山	753 (731)	22	平成28年10月1日
滋賀	788 (764)	24	平成28年10月6日

※括弧内は平成27年度地域別最低賃金額

#### 最低賃金の種類は？適用される対象者は？

最低賃金は、パートタイマー・アルバイト・臨時・嘱託など雇用形態や呼称に関係なく、すべての労働者に適用されます。最低賃金には「地域別最低賃金」と「産業別最低賃金」の2種類があり、両方の最低賃金が同時に適用される場合には、いずれか高い方の最低賃金額が適用されます。

\*ただし、次の方は「産業別最低賃金」の適用を除外され、「地域別最低賃金」が適用されます。

1. 18歳未満又は65歳以上の方
2. 雇入れ後一定期間未満の技能習得中の方
3. その他当該産業に特有の軽易な業務に従事する方

#### 対象となる賃金は？

最低賃金の対象となる賃金は、以下の賃金を除いて最低賃金額以上とすることが必要です。

- ①臨時に支払われる賃金（結婚手当など）、②1ヵ月を超える期間ごとに支払われる賃金（ボーナスなど）、③時間外・深夜労働及び休日労働に対する賃金、④精・皆勤手当、通勤手当及び家族手当

#### 最低賃金のチェック方法は？

次の方法で計算した額が、最低賃金以上になるようにしなければいけません。

1. 時間給の場合  
時間給  $\geq$  最低賃金額（時間額）

## 2. 日給の場合

日給÷1日の所定労働時間≥最低賃金額（時間額）

\*ただし、日額が定められている産業別最低賃金が適用される場合には、  
日額≥最低賃金額（日額）

## 3. 月給の場合

月給÷1箇月平均所定労働時間≥最低賃金額（時間額）

## 4. 出来高払制その他請負制によって定められた賃金の場合

出来高払制その他請負制によって計算された賃金の総額を、当該賃金算定期間において出来高払制その他請負制によって労働した総労働時間数で除した金額≥最低賃金額（時間額）

## 5. 上記1～4の組み合わせの場合

例えば基本給が日額で職務手当などの諸手当が月給制の場合は、それぞれ上記の2及び3の計算式により時間額に換算し、それを合計したものと最低賃金額（時間額）と比較します。

**\*最低賃金額に違反した場合は罰せられることがありますので、ご注意ください。**

## ◎厚生年金保険等の被保険者資格取得の基準の明確化

7月の事務所ニュースで社会保険の手続について取り上げましたが、平成28年10月1日から、健康保険・厚生年金保険の被保険者資格の取得基準が以下のとおり明確になりました。

### ・被保険資格取得の基準（4分の3基準）の明確化

従来の取り扱い（旧）	平成28年10月1日以降の取り扱い（新）
<b>1日または1週間の所定労働時間および1月の所定労働日数が常時雇用者のおおむね4分の3以上</b> （この基準に該当しない場合であっても就労形態や勤務内容等から常用的使用関係にあると認められる場合は被保険者となります。）	<b>1週の所定労働時間および1月の所定労働日数が常時雇用者の4分の3以上</b>

\*例えば、常時雇用者の所定労働時間が週40時間および所定労働日数が月20日、パート又はアルバイトの所定労働時間が週30時間および所定労働日数が月15日の場合、1週及び1月の所定労働時間・所定労働日数が常時雇用者の4分の3 以上 になりますので、社会保険の加入要件に該当します。今後、新規にパート等を雇用する際には上記基準を念頭におき、社会保険に加入しないのであれば、4分の3 未満 での労働条件で雇用するよう気を付ける必要があります。

又、施行日（平成28年10月1日）において、新たな4分の3基準を満たしていない場合でも、施行日前から被保険者である方は、施行日以降も引き続き同じ事業所に雇用されている間は、被保険者となりますので、「資格喪失届」の提出は不要です。

## ○当事務所からのお知らせ

### ・平成28年度 労働保険料第2期分の納付について

労働保険料第2期分納付期限が振替の事業主様は10月12日（水）、口座振込の事業主様は10月31日（月）、となっております。今一度ご確認ください。

## 後記

朝晩少しは涼しくなり、過ごしやすくなりましたね。

この夏は猛暑の中、体調を崩しても何故か体重は減ることなく逆に・・・(泣)

これから食欲の秋に負けないよう、気も身体も引き締めていきたいと思えます(笑)

体調を崩しやすい時季ですので、くれぐれもご自愛下さいませ。(H)

